

議案第26号

大阪市咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内における建築物の制限
に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成2年大阪市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

A-1地区	店舗、展示場、ホテル及びこれらに附属する建築物以外の建築物。ただし、自動車車庫及び公益上必要なものは除く。
A-2地区	店舗、体育館、劇場、集会場、展示場、遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第7号に規定する営業の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものを除く。B-1地区の項において同じ。）、ホテルその他これらに類する建築物及びこれらに附属する建築物以外の建築物。ただし、自動車車庫及び公益上必要なものは除く。

」

を

「

A地区	(1) 法別表第2（ち）項第3号及び同表（り）項に掲げるもの (2) 遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項第7号に規定する営業の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものに限る。）
-----	---

」

に改め、同表B-1地区の項中「遊技場」を「遊技場（風営法第2条第1項第7号に規定する営業の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものを除く。）」に改め、同表B-2地区H地区の項中

「

- (1) 法別表第2（ち）項第3号及び同表（り）項に掲げるもの
- (2) 遊技場（風営法第2条第1項第7号に規定する営業の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものに限る。）

」

を

「

A地区の項に掲げるもの

」

に改め、同表D地区E地区F地区G地区の項中「B-2地区H地区」を「A地区」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成26年 2 月 14 日提出

大阪市長 橋 下 徹

説 明

咲洲コスモスクエア地区地区計画の変更に伴い、同地区計画の区域内における建築物の用途の制限を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市咲洲コスモスクエア地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する

条例 (抄)

別表 (第 4 条、第 5 条関係)

(あ)	(い)	(う)
地区の名称	建 築 物 の 用 途 の 制 限	建 築 物 の 敷 地 面積の最低限度
<u>A - 1 地区</u>	<u>店舗、展示場、ホテル及びこれらに附属する建築物以外の建築物。ただし、自動車車庫及び公益上必要なものは除く。</u>	省 略
<u>A - 2 地区</u>	<u>店舗、体育館、劇場、集会場、展示場、遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項第 7 号に規定する営業の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものを除く。B - 1 地区の項において同じ。）、ホテルその他これらに類する建築物及びこれらに附属する建築物以外の建築物。ただし、自動車車庫及び公益上必要なものは除く。</u>	
A 地区	(1) 法別表第 2 (ち) 項第 3 号及び同表 (り) 項に掲げるもの (2) 遊技場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第 2 条第 1 項第 7 号に規定する営業の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるものに限る。）	
B - 1 地区	事務所、店舗、各種学校、体育館、劇場、集会場、展示場、遊技場（風営法第 2 条第 1 項第 7 号に規定する営業の用に供する部分の床面積の合計が	省 略

	200平方メートルを超えるものを除く。)、診療所 その他これらに類する建築物及びこれらに附属す る建築物以外の建築物。ただし、自動車車庫及び 公益上必要なものは除く。	
B-2地区 H地区	(1) <u>法別表第2(ち)項第3号及び同表(り) 項に掲げるもの</u> (2) <u>遊技場(風営法第2条第1項第7号に規定 する営業の用に供する部分の床面積の合計が 200平方メートルを超えるものに限る。)</u> A地区の項に掲げるもの	
省 略	省 略	省 略
D地区 E地区 F地区 G地区	<u>B-2地区H地区の項に掲げるもの</u> A地区	省 略